

山梨県公報

号外第十八号

令和八年

三月三十一日

火曜日

目次

○山梨県条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二十四号

山梨県条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例施行規則等の一部を改正する規則

(山梨県条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条の四」を「第五十三条」に改める。

第五条の八第二項及び第三項中「の種別割」を削る。

第十四条の見出し中「れい出」を「戻出」に改め、同条第一項中「れい出しよう」を「戻出しよう」に、「れい出命令書に県税還付れい出内訳書」を「戻出命令書に県税還付戻出内訳書」に改め、同条第三項中「県税還付れい出支払案内書(第二十八号様式)又は県税還付れい出支払口座振替案内書」を「県税還付支払案内書又は県税還付戻出支払口座振替案内書」に、「れい出支払通知書に県税還付れい出内訳書」を「支払通知書に県税還付戻出内訳書」に、「れい出支払通知書送付簿」を「支払通知書送付簿」に改め、同条第四項中「県税還付れい出支払案内書又は県税還付れい出支払口座振替案内書」を「県税還付支払案内書又は県税還付戻出支払口座振替案内書」に改める。

第十九条第三項中「の種別割」を削り、「自動車税(種別割)完納印」を「自動車税完納印」に改める。

第五十二条の四から第五十二条の十二までを削る。

第五十三条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「自動車税(種別割)課税免除承認申請書」を「自動車税課税免除承認申請書」に改める。

第五十三条の二の八の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「災害による自動車税(種別割)減額申請書」を「災害による自動車税減額申請書」に改め、同条を第五十三条の二の九とする。

第五十三条の二の七(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十三条の二の八とする。

第五十三条の二の六を第五十三条の二の七とする。

第五十三条の二の五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「自動車販売業者自動車税(種別割)減額申請書」を「自動車販売業者自動車税減額申請書」に改め、同条第二項中「自動車販売業者自動車税(種別割)還付申請書」を「自動車販売業者自動車税還付申請書」に改め、同条を第五十三条の二の六とする。

第五十三条の二の四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「身体障害者等自動車税(種別割)減免申請書」を「身体障害者等自動車税減免申請書」に改め、同条第二項中「身体障害者等の利用に供する自動車(種別割)減免申請書」を「身体障害者等の利用に供する自動車(種別割)減免申請書」に改め、同条第三項中「生活路線を運行する一般乗合用のバスの自動車税(種別割)減免申請書」を「生活路線を運行する一般乗合用のバスの自動車税減免申請書」に改め、同条を第五十三条の二の五とする。

第五十三条の二の三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十三条の二の四とする。

第五十三条の二の二の見出し及び同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第五十三条の二の三とする。

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

(条例第百十五条の二第一項第一号の規則で定める身体障害者等)

第五十三条の二の二 条例第百十五条の二第一項第一号の規則で定める身体障害者有し歩行が困難な者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 条例第百十五条の二第一項第一号イに掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 条例第百十五条の三第一項に規定する身体障害者手帳(以下この条において「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別(以

下この条及び別表第一から別表第四までにおいて「障害の級別」という。）に該当する障害を有するもの

ロ 条例第百十五条の三第一項に規定する戦傷病者手帳（以下この条において「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度（別表第一において「重度障害の程度又は障害の程度」という。）に該当する障害を有するもの

二 条例第百十五条の二第一項第一号ロ若しくはハ又は同項第二号に掲げる自動車のいずれかに該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第二の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第二の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法別表第一号表ノ二に定める重度障害の程度（次項及び別表第二から別表第四までにおいて「重度障害の程度」という。）に該当する障害を有するもの

2 条例第百十五条の二第一項第一号の規則で定める身体障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 条例第百十五条の二第一項第一号イに掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第三の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第三の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有するもの

二 条例第百十五条の二第一項第一号ロ若しくはハ又は同項第二号に掲げる自動車のいずれかに該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第四の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第四の上欄に掲げる障害の

区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有するもの

3 条例第百十五条の二第一項第一号の規則で定める重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 条例第百十五条の三第一項に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、山梨県療育手帳交付規則（平成十五年山梨県規則第二十九号）第五条第二項に定める重度知的障害者

二 条例第百十五条の三第一項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するものであつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第三項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けているもの

第五十三条の三の前に次の一条を加える。

第五十三条の二十 条例第百十九条の二に規定する規則で定める印影は、第百号様式とする。

第五十三条の八第二項中「第百十四条の十二第一項」を「第百十九条の二」に、「以下」を「次項及び第五十三条の十一第一項において」に改める。

別表第一から別表第四までの規定中「第五十二条の九関係」を「第五十三条の二の二関係」に改める。

第三号様式（その五）中「自動車税（種別割）納税通知書兼領収書」を「自動車税納税通知書兼領収書」に改め、同様式（その五の二）中「自動車税（種別割）納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

第四号様式（その四）中「自動車税（種別割）税額変更通知書兼領収書」を「自動車税税額変更通知書兼領収書」に、「自動車税（種別割）に」を「自動車税に」に改める。

第七号様式及び第十六号様式中「自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。
第二十七号様式中「車 税 額 付 れ い 出 内 訳 書」を「車税額付戻出内訳書」に、「れい出命令番号」を「戻出命令番号」に、「れい出額」を「戻出額」に改める。

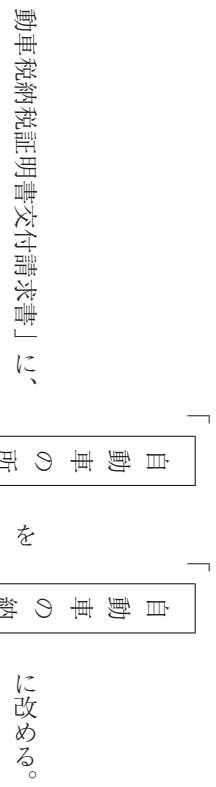
第二十八号様式を次のように改める。

第28号様式 削除

第二十九号様式中「県税還付れい出支払口座振替案内書」や「県税還付戻出支払口座振替案内書」を削除する。

第三十四号様式(の二)中「自動車税(種別割)納税証明書」や「自動車税納税証明書」に、「自動車税(種別割)の」や「自動車税の」に代る「同様式(の三)及び(の四)中「自動車税(種別割)納税証明書」や「自動車税納税証明書」に「自動車税(種別割)は」や「自動車税は」に代る。

第三十五号様式(の二)中「自動車税(種別割)納税証明書交付請求書」や「自



第三十六号様式を次のように改める。



備考 大きさは、直径3センチメートルとする。

第三十八号様式（ネの二）中「自動車税（種別割）」や「自動車税」に改める。

第三十九号様式中「自動車税（環境性能割）」や「自動車税」に
自動車税（

種別割)	件数	「 」	に改める。
	金額		

第九十三号様式の十から第九十三号様式の十七までを削る。

第九十四号様式中「自動車税（種別割） 課税免除承認申請書」や「自動車税課税免除承認申請書」に改める。

第九十五号様式中「第53条の2の4関係」や「第53条の2の5関係」に「身体障害者等自動車税（種別割） 減免申請書」や「身体障害者等自動車税減免申請書」

「
自動車税（種別割）」や「
自動車税」に改める。

第九十六号様式中「第53条の2の4関係」や「第53条の2の5関係」に「身体障害者等の利用に供する自動車の自動車税（種別割） 減免申請書」や「身体障害者等の利用に供する自動車の自動車税減免申請書」に「自動車税（種別割）」や「自動車税の」に改める。

第九十七号様式中「第53条の2の4関係」や「第53条の2の5関係」に「生活路線を運行する一般乗合用のバスの自動車税（種別割） 減免申請書」や「生活路線を運行する一般乗合用のバスの自動車税減免申請書」に「自動車税（種別割）」や「自動車税の」に改める。

第九十八号様式中「第53条の2の5関係」や「第53条の2の6関係」に「自動車販売業者自動車税（種別割） 減額申請書」や「自動車販売業者自動車税減額申請書」に「自動車税（種別割）」や「自動車税の」に改める。
第九十九号様式中「第53条の2の5関係」や「第53条の2の6関係」に「自

動車販売業者自動車税（種別割） 還付申請書」や「自動車販売業者自動車税還付申請書」に「自動車税（種別割）」や「自動車税の」に改める。

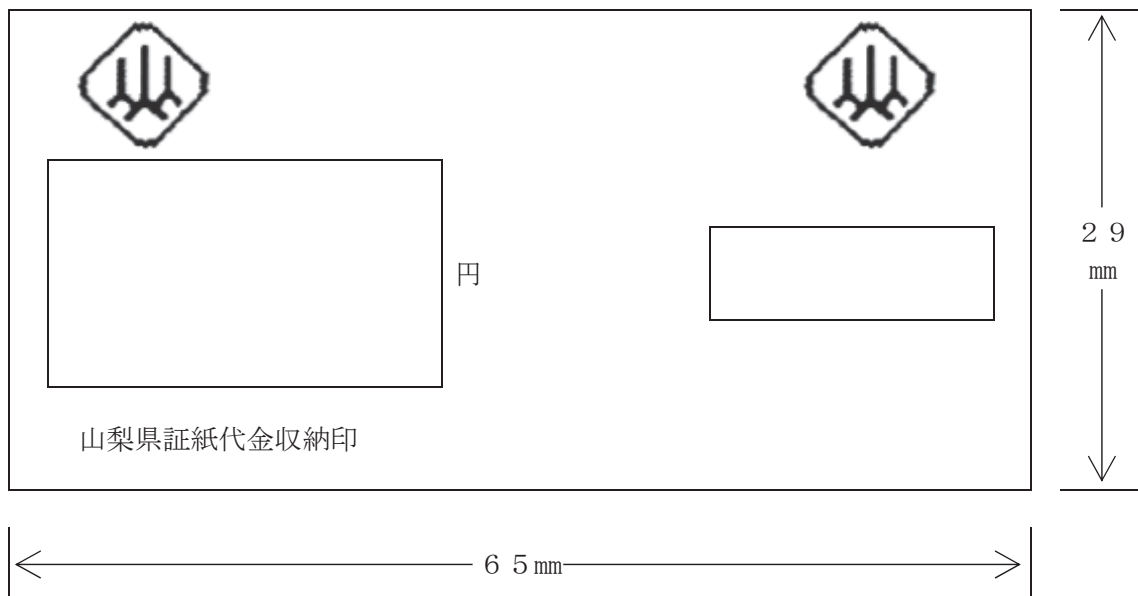
第九十九号様式の二十「第53条の2の8関係」や「第53条の2の9関係」に「災害による自動車税（種別割） 減額申請書」や「災害による自動車税減額申請書」

に「自動車税（種別割）」や「自動車税の」に
自動車税（種別割）」や

「
自動車税」に改める。

第百号様式を次のように改める。

第100号様式（第53条の2の10関係）



第百十二号様式及び第百十五号様式中「~~田~~世帯（~~田~~世帯・~~田~~世帯）」を「~~田~~世帯」に改める。

（山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号及び第三号中「の種別割」を削る。

（山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項第十五号及び第十六号を削り、同項第十七号中「第七十七号の十七の種別割」を「第六十四号の自動車税」に、「第三十二号」を「第二十二号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十八号を同項第十六号とし、同項第十九号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割の第一条の規定による改正前の山梨県税条例施行規則（次項及び第四項において「旧規則」という。）第五十二条の十二及び第九十三号様式の十七の規定の適用については、なお従前の例による。

3 旧規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の山梨県税条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番